

第2節 災害救助法適用計画

第1項 災害救助法の適用基準

第2項 災害救助法の手続き

第3項 救助の実施

第4項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第5項 災害対策基本法の定める応急措置

第1項 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準

救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用については救助法、救助法施行令（昭和 22 年政令 225 号）及び基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の定めにより、必要と認めたときは、速やかに所定の手続きを行う。

《災害救助法の適用基準》

(救助法施行令第1条に定めるところによる。)

1. 市の区域内の人口 100,000 以上 300,000 未満のとき

　　市内の住家滅失世帯数が 100 世帯以上

2. 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上であって

　　市内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上

3. 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上であって

　　市内の区域内の被害世帯数が多数であること

4. 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害により被災した者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと

例) ア. 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶または孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

　イ. 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

5. 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

例) ア. 交通事故により多数の者が死傷した場合

　イ. 山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

2. 被災世帯の算定基準

《被災世帯の適用基準》

住家の滅失

適用 〈救助法〉

住家が全壊、全焼または流失した世帯は1とする。

住家が半壊、半焼したものにあっては2世帯を持って1とみなす。

住家が床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯を持って1とみなす。

認 定

全壊、全焼または流出

住家の損壊（焼失）または流失した程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの
※全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの

半壊または半焼

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分を修理することによって住家として使用できるもの

床 上 浸 水

浸水がその住家の床上に達した程度のもの

全壊または半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの

3. 住家、世帯の定義

《住家、世帯の定義》

住 家

人が起居できる設備のある建物
または現に人が居住のため使用している建物

(解釈) 必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場または便所が別棟であつたり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。
なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。
したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。

4. 被害の程度認定基準

被 害 区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1箇月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または必要のある者のうち1箇月以内で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住の為使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全(焼) 壊 流 失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの。または住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半(焼) 壊	住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損傷	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※	ただし、非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたもののみを計上し、一部損壊、床上床下浸水については計上しない。
そ の 他	田の流出 埋 没	田の耕土が流出したは砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稻の先端が、見えなくなる程度に水が浸かったものとする。
	畑の流埋没 及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される川若しくはそのほかの川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止そのほかの施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、係留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

被 害 区 分		認 定 基 準
そ の 他	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及び屎尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
被 害 金 額	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった、生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、そのほかこれに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※ 住家の一部損傷及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	その他の公共施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、及び漁港とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそのほかの公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農作物被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機器具等とする。
災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそのほかの公共施設について査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きとする。

第2項 災害救助法の手続き

1. 災害救助法の手続き

救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

- (1) 救助法による救助は、市の地区単位ごとに実施されるものであるから、市における被害が第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込であるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込を知事に情報提供するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 救助法適用の要請を受けた知事は、県災対本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう市長に指示するとともに、関係機関に通知または報告し、一般に告示する。
- (3) 知事は、災害による被害が第1項に該当する場合に救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働大臣と協議する。
- (4) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

《災害救助法の適用手続き》

知事に情報提供、要請その後に活動	災害に際し、市における災害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に情報提供するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、合わせてその旨を要請する。
活動後 事後情報提供	災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

この報告は、確認集計の上、直ちに厚生労働大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となる他、関係各省庁の重要な諸対策の基礎となる極めて重要な情報である。

2. 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《整備すべき簿冊等》

簿 冊 の 種 類	
1) 救助の種目別物資状況	9) 被災者救出状況記録
2) 避難所設置及び収容状況	10) 住宅応急修理記録簿
3) 炊出し給与状況	11) 学用品の給与状況
4) 飲料水の供給簿	12) 埋葬台帳
5) 物資の給与状況	13) 死体処理台帳
6) 救護班活動状況	14) 障害物除去の状況
7) 病院診療所医療実施状況	15) 輸送記録簿
8) 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準ずる。

(2) 知事への請求

《知事への提出書類》

繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
1) 災害救助費繰替支弁金請求書	
2) 救助業務に要した経費算出内訳	
3) 決定報告による被害状況調	救助に関する業務の完了後60日以内
4) 災害救助費繰替支弁状況調	
5) 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	

《費用の交付を受ける場合の書類》

災害救助費繰替支弁金概算請求書
災害救助費繰替支弁金精算請求書

第3項 救助の実施

1. 救助の実施

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は知事の補助機関として実施する。

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。（救助法第23条）

《救助の種類》

救助の種類	担当班
1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	1) 総務班・建設班
2) 炊出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給	2) 災害救助班・上下水道班
3) 被服寝具その他生活必需品の給与または貸与	3) 災害救助班・物資調達班
4) 医療及び助産	4) 災害救助班
5) 災害にかかった者の救出	5) 各班
6) 災害にかかった住宅の応急修理	6) 建設班
7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	7) 災害救助班
8) 学用品の給与	8) 教育施設班
9) 埋葬	9) 環境班
10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの	10) 各班適宜

救助法第23条

第4項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

【資料編*1*2*3*4 参照】

救助法による救助の程度、方法並びに期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第5項 災害対策基本法の定める応急措置

《基本方針》

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

1. 応急措置についての責任（基本法第62条第1項）

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとするときは、法令、または本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2. 出動命令（基本法第58条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、または本計画の定めるところにより消防機関、若しくは関係職員等に出動準備をさせ若しくは出動を命じ、または警察官若しくは海上保安官の出動

*1 資料3.2.1「災害救助法（抜粋）」

*2 資料3.2.2「災害救助法施工令（抜粋）」

*3 資料3.2.3「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

*4 資料3.2.4「災害救助法による帳簿書式」

を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

3. 事前措置（基本法第59条）

市長は、設備または物件の占有者、所有者、または管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備または物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

4. 警戒区域の設定権（基本法第63条）

市長は、人命または身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、または当該区域からの退去を命ずることができる。

5. 工作物等の使用、収容等

- (1) 基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用することができます。（基本法第64条第1項）
- (2) 市は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第82条第1項）